

●用途地域の指定のない区域の容積率等の指定

◇ 制限については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課
TEL.0428-23-3692まで問い合わせください。

用途地域の指定のない区域(新町6丁目、9丁目の一部を除く市街化調整区域)については、下表のとおり容積率等を定めています。

用途地域の指定のない区域の建築制限

建 蔽 率	容 積 率	道路斜線制限	隣地斜線制限
4 0 %	8 0 %	∠ 1 . 5	20m + ∠1.25

注)施行日である平成16年5月17日時点で、建蔽率40%、容積率80%を超えて、建築基準法の規定による確認の処分がなされている敷地で、その建築物が存する場合は、都に問い合わせください。